

令和7年度

第1回山形市文化財保護委員会

日 時 令和7年10月8日（水）
10時00分～11時00分
場 所 山形市役所701B会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 山形市文化創造都市課長あいさつ

4 委員長の選任

5 委員長あいさつ

6 報 告

（1）市指定文化財の追加指定候補物件について

・最上家関係書状（東根旧城主 里見家文書）

資料1

（2）国登録有形文化財の候補物件について

・旧吉池医院

資料2

（3）その他

7 その他

8 閉 会

出席者名簿

■山形市文化財保護委員会委員

任期：令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

氏名	職業等	備考
荒木 志伸	山形大学学士課程基盤教育院教授	
伊藤 清郎	山形大学名誉教授	
北野 博司	東北芸術工科大学教授	
佐藤 琴	山形大学学士課程基盤教育院教授 山形大学付属博物館学芸研究員	
志村 直愛	東北芸術工科大学教授	
長坂 一郎	元東北芸術工科大学教授	
野口 一雄	元山形県立博物館専門嘱託	

(五十音順)

事務局

山形市文化スポーツ部 部長	松沢 聖
文化創造都市課長	後藤 好邦
文化創造都市課長補佐	齋藤 仁
課長補佐（兼）文化財係長	須藤 英之
文化財管理調整主幹	植松 薫

資料 1

(1) 市指定文化財の追加指定候補物件について

- ・最上家関係書状（東根旧城主 里見家文書）

1 入手の経緯

「東根旧城主 里見家文書」6点は、徳島県徳島市在住の里見氏から寄附申込みがあり、最上家に関する研究及び最上義光歴史館で展示するに相応しい資料であることから、現在市で寄附手続きを進めており、最上義光歴史館にて保管している。

2 最上家関係書状の追加指定候補について

- (1) 慶長七年七月廿三日、最上義光宛行状

楮紙 縦34.5cm／横46.8cm

- (2) 慶長七年七月廿三日、最上義光宛行状

楮紙 縦34.5cm／横45.5cm

- (3) (慶長十一年) 午正月三日、最上義光書状

折紙／楮紙 縦32.3cm／横49.0cm

- (4) (慶長十一年) 二月七日、最上義光書状

折紙／楮紙 縦32.2cm／横48.3cm

- (5) (慶長十一年) 二月七日、最上義光書状

折紙／楮紙 縦31.8cm／横47.9cm

- (6) 慶長廿年五月廿七日、最上家親一字状

本紙 折紙／楮紙 縦35.6cm／横52.6cm

包紙 楮紙 縦23.8cm／横30.0cm

3 既指定の「最上家関係書状」について

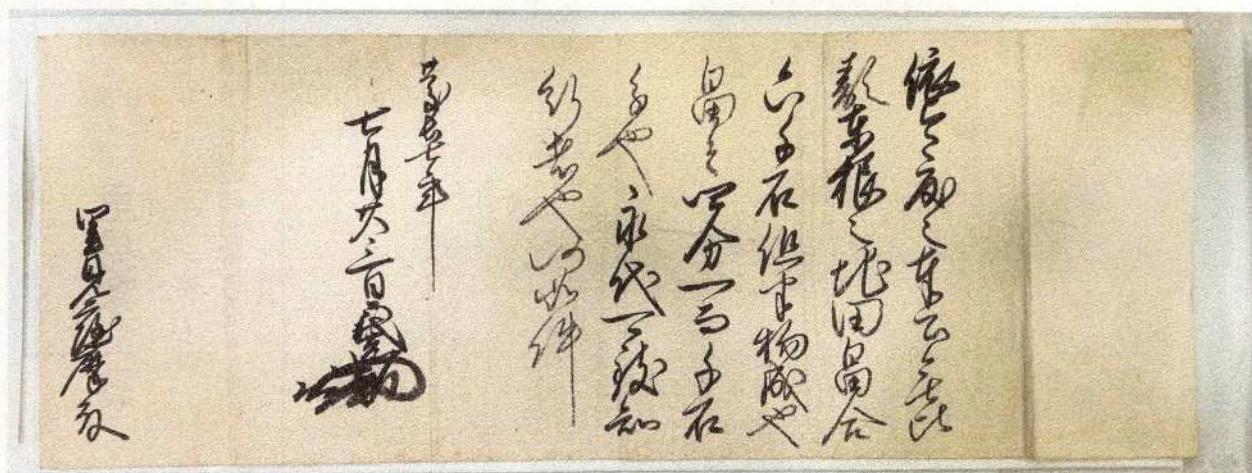
14世紀の中頃から17世紀の初めまで出羽を拠点に活躍し、山形市の礎を築いた最上家に係る書状で、史料的価値が高く、保存状態も健全であり大変貴重であることから、平成15年3月28日に市の有形文化財（古文書の部）に指定、令和3年9月7日に追加指定（No.10～13）している。

【市指定有形文化財「最上家関係書状」一覧】

No.	名称	差出人	宛所	年代	形状	寸法cm
1	最上義光書状	最上義光	伊泉大膳亮	天正 13 (1585)	軸装仕立	34.0×46.1
2	最上義光書状	最上義光	関田能登守	天正 (1573～) 初め頃	軸装仕立	33.2×46.4
3	最上義光書状	最上義光	新闇因幡	～慶長 18 (1613)	軸装仕立	15.6×45.5
4	最上義光書状	最上義光	鈴木九郎次郎	天正 13 (1585)	軸装仕立	31.7×41.0
5	最上義光書状	最上義光	宝幢寺	不明	軸装仕立	
6	最上家親書状	最上家親	本城豊前守	慶長 19 (1614)	軸装仕立	
7	最上家親書状	最上家親	護摩堂	元和元 (1615) ～ 元和 2 (1616)	折紙	36.6×51.0
8	最上家信書状	最上家信	護摩堂	不明	折紙	20.3×54.0
9	伊達政宗書状	伊達政宗	最上義光	天正 13 (1585)	軸装仕立	34.5×52.0
10	最上義光宛行 状	最上義光	卯鶴	天正 9 (1581)	堅紙	31.6×47.0
11	資清添状	資清	高橋市兵衛	享保 9 (1724)	堅紙	31.7×44.4
12	最上家親一字 状	最上家親	矢口作丞	慶長 17 (1612)	折紙	36.1×49.7
13	最上家親書状	最上家親	矢口作丞	不明	折紙	39.4×52.6

東根
旧城主
里見家文書

二〇一五年八月一日（金）十四：〇〇から、最上義光歴史館において調査した（参加者は五人）。
その結果を下記に記載する。



里見家文書No.10（東根市史No.1）

一 慶長七年七月廿三日、最上義光宛行状

依今度之奉公無比
類、東根之地田畠合
六千石、但判物成也、
畠者四分一而千石
分也、永代可致知
行者也、仍如件、

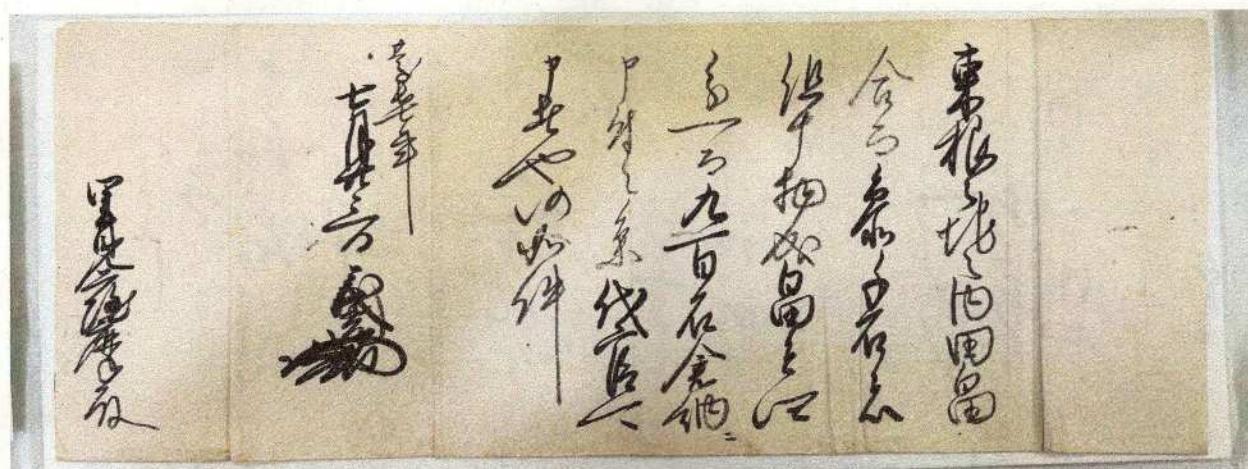
慶長七年

七月廿三日 義光（花押）

里見薩摩殿

【解説】

- 縦三四・五cm、横四六・八cm ○楮紙
- 花押 縦二・〇cm、横五・四cm
- 付年号 ○宛名が殿付けである。



里見家文書No. 11 (東根市史No. 2)

二 慶長七年七月廿三日、最上義光宛行状

東根之地之内田畠

合而參千石者、

但十物成、畠者四

分一而、九百石倉納ニ

申付候条、代官可

申者也、仍如件、

慶長七年

七月廿三日 義光 (花押)

里見薩摩殿

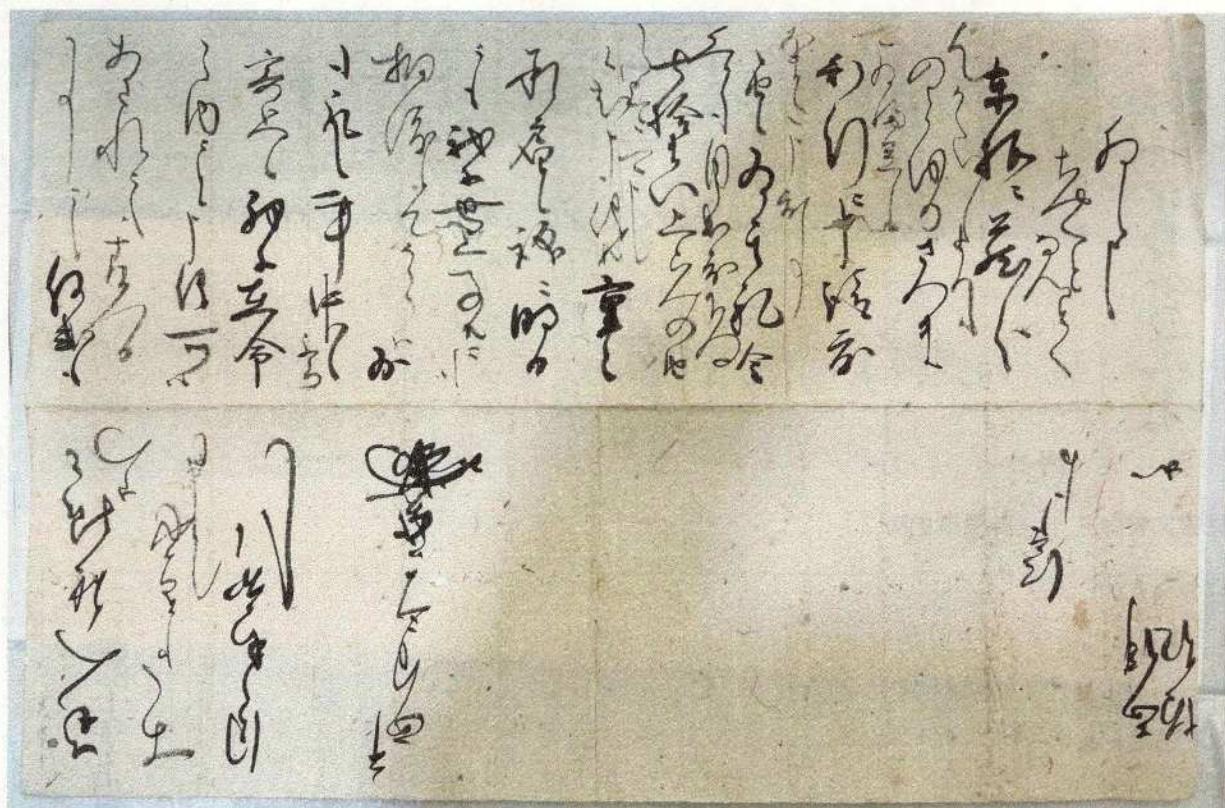
一 解説

○縦三四・五cm、横四五・五cm ○楮紙

○花押 縦一・七cm、横五・一cm

「光」の最後のところが跳ね上がっている。

○付年号 ○宛名が殿付けである。○虫食いがある。



里見家文書No.12 (東根市史No.3)

三、(慶長十一年) 午正月三日、最上義光書状

(追書)

猶々申候、

ちやくと

なんとく

(折紙見返)

兩人能様ニさつ
所へ申きかせ

へく候、

(以下、行間書)

候て、かたくとても
可為満足候、

又また申度事

候へとも、目出度下向
之上ニ可申候、

午

正月三日 義光 (花押)

(慶長十一年)

かしく、

目出度候、

かしく、

かしく、

東根 藏分
のとをりさつま
知行ニ申請度

候由候、為其礼金
七拾まい上らんの由

候、尤申儀共重々
承届候、誠ニ明白

ニも、我等世上子供ニも

相渡候てからハ少

も取候事中々不被

寄思候、我等在命

之内ニと申儀一つハ

あわれニも存つる

事ニ候、何式も

(見返しウワ書)

江戸

(出羽守義光)

志伊 坂紀

出

」

【解説】

- 折紙 ○縦三二・三cm、横四九・〇cm ○楮紙
- 花押 縦一・九cm、横五・〇cm
- 虫食いがある。○端裏に異筆で「御真筆」とある。
- 「江戸ゑ」とあるので、このとき義光は江戸にいた。
- 「出」があるので義光は「出羽守」を名乗っている。

四. (慶長十一年)二月七日、最上義光書状

東根義光

(折紙見返)

今度、東根藏分之
通、知行ニ為取置候所ニ、
為其礼、判金拾枚、白
鳥二、国本の酒壺荷、
遠路之所、是迄到来、
祝着之至候、然者、国本へ
可罷下候由、被仰出候、

御意共御座候間、兎角
不及申上、近日相下事候、
其節今度之使祝
着之由、直談可相理候、
委、此日野縫殿介口上、
可有之候事候、謹言、

併今度之事者かミ衆

罷下、御普請人多

候て、喧ハ花などのため、

御城之火之用心をも、

年寄役ニ仕度候、於

無左者、伏見へ

大御所様之御供仕度

旨、直談両度迄申

上候へ共、御念比之仰分之、

(慶長十一年)
二月七日 義光(花押)

東根薩摩とのへ

一 解説

○折紙 ○縦三一・二cm、横四八・三cm

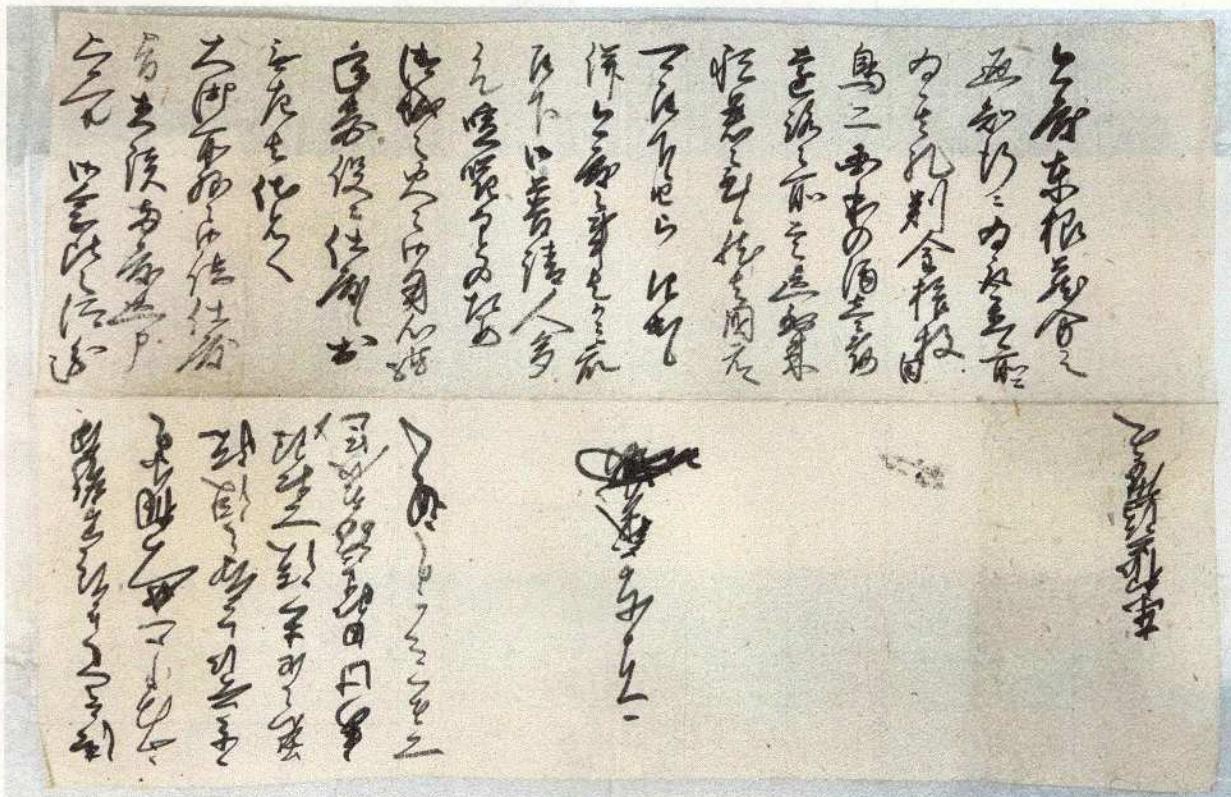
○楮紙 紙質が悪い。

○花押 縦一・五cm、横五・二cm

○折った際の花押の墨移りがある。○花押に墨継ぎがある。

○虫食いがある。○宛名が「とのへ」と「かなとの」になつてゐる。

○闕字と平出がある。



里見家文書No.13 (東根市史No.5)

五（慶長十一年）二月七日、最上義光書状

今度東根藏分之、

薩摩ニ為取置候處、

添由ニテ為其礼、

判金拾枚并白鳥

二ツ、国本之酒、遠路

是迄到来祝着候、

右藏分とくにも為

取おかす候事、残多候、

將亦 上様より御隙

被下候、併此方ニテ

御城之火のご用心成共、

可仕由、しきりニ申上

候へ共、兎角罷下候へ由、

御念比之御意候間、

近日可罷下候、万事

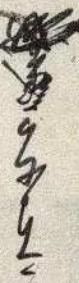
（慶長十一年）
二月七日 義光（花押）

（折紙見返）

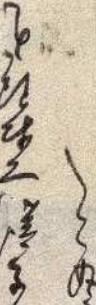
其刻可相理候事候、謹言、

志村伊豆とのへ
坂紀伊守とのへ

久留米根元食
薩摩ニカム至る
示せんゆきれ
判金拾枚並白鳥
二ツ、國本之酒、遠路



久留米根元食
薩摩ニカム至る
示せんゆきれ
判金拾枚並白鳥
二ツ、國本之酒、遠路



里見家文書No.14（東根市史No.4）

【解説】

○折紙 ○縦三・八cm、横四七・九cm ○楮紙

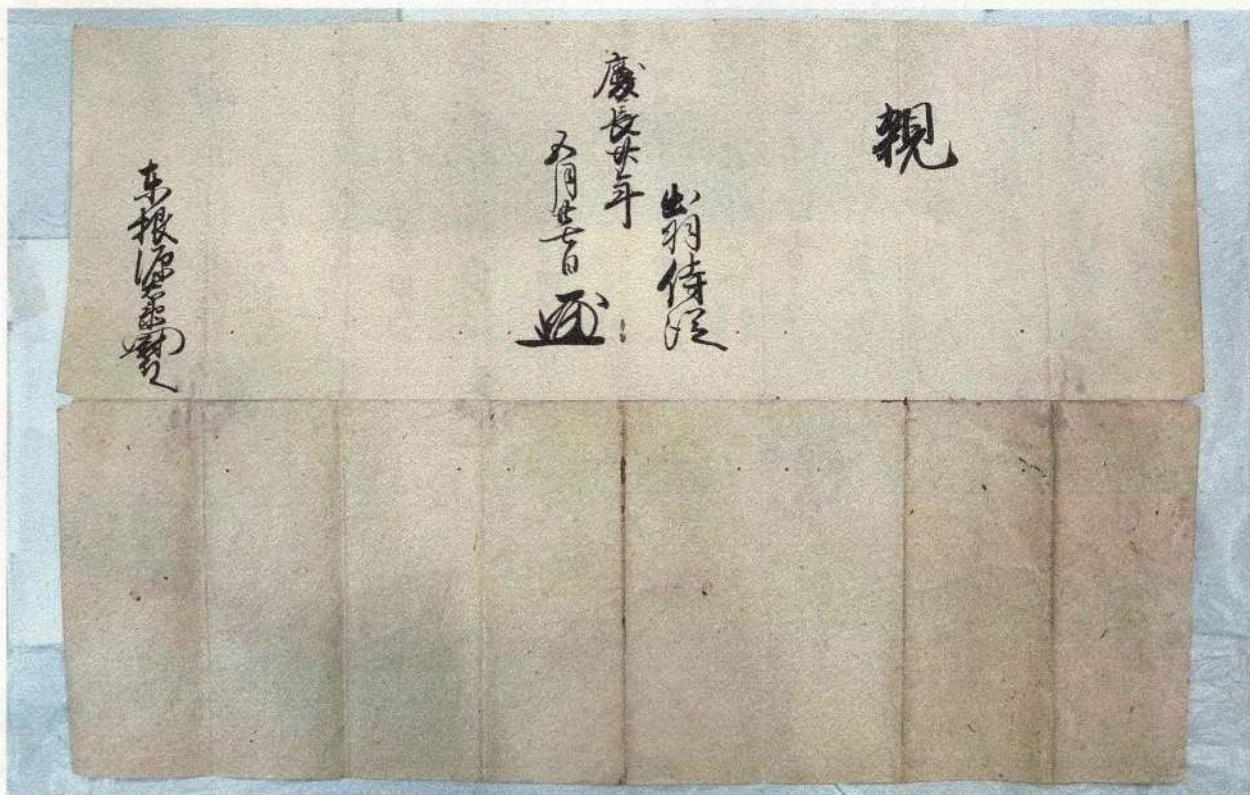
○花押 縦一・九cm、横四・八cm

○全体が薄い楮紙を使用しているが、裏打したのを剥いだのか、

特に袖の端が薄くなっている。

○宛名が「とのへ」と「かなとの」になっている。

○闕字がある。



里見家文書No. 15 (東根市史No. 6)

六 慶長廿年五月廿七日、最上家親一字状

(包紙)

「御一字入」

親

出羽侍従

慶長廿年

五月廿七日 (花押)

東根源右衛門尉殿

〔解説〕

○折紙

○本紙は厚手の楮紙。包紙は薄手の楮紙(一部切れている)。

○本紙 縦三五・六cm、横五二・六cm。

○包み紙 縦三三・八cm、横三〇・〇cm

○花押 縦二・八cm、横四・三cm

○虫食いがある。○家親が出羽侍従を名乗っている。

資料 2

国登録有形文化財の候補物件について ・旧吉池医院

1 旧吉池医院の概要

- (1) 建築名称 旧吉池医院
- (2) 所在地 山形県山形市十日町二丁目 4 番 16 号
- (3) 構造階高 木造 3 階建て(塔屋含む)
- (4) 延床面積 254.15 m²(76.88 坪) 1F136.26 m² 2F104.65 m² 3F13.24 m²
- (5) 竣工年 大正元年〔明治 45 年〕(1912 年) 11 月
- (6) 設計者 中條精一郎
- (7) 文化財としての価値

旧吉池医院は、重要文化財「山形県旧県庁舎」の設計顧問である中條精一郎が設計した建造物である。旧県庁よりも 5 年ほど前に竣工し、その習作となる可能性を有している。大きな改変を受けず、建築当初の木造三階建の姿を残している。

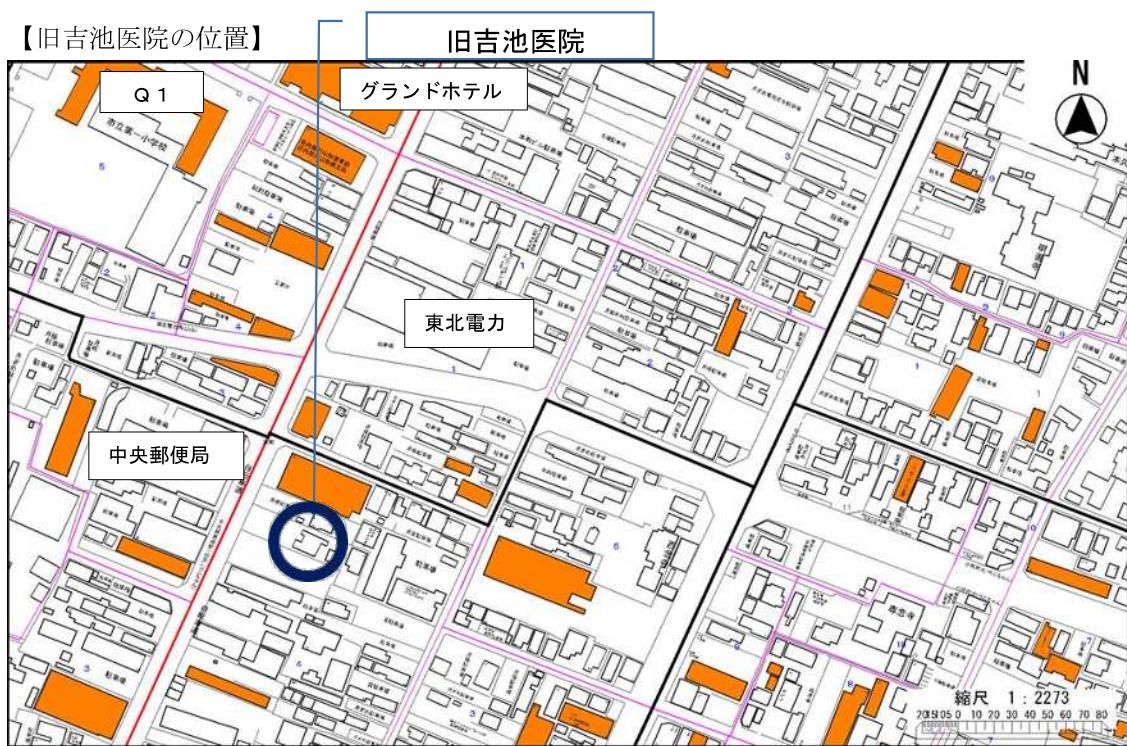
全国の登録有形文化財の医院建築は約 170 件あるが、その大半は大正時代末から昭和初期の年代のもので、旧吉池医院と同年代にあたる明治時代末から大正時代初期の時期のものは極めて少ないとされ、高い文化的価値を有する。

2 今後のスケジュール

- (1) 文化財保護委員による現地視察
- (2) 令和 7 年度第 2 回文化財保護委員会にて意見聴取
- (3) 文化庁より具申照会
- (4) 市より登録提案
- (5) 内容確認
- (6) 分科会諮問
- (7) 分科会答申(報道発表)
- (8) 官報告示 登録証送付

※登録提案のタイミングは年に 3 回(6 月、10 月、2 月)あり、提案してから告示までは約 9 カ月かかる。

【旧吉池医院の位置】



旧吉池医院敷地の先行取得について

1 旧吉池医院の概要

- (1)建築名称 旧吉池医院
- (2)所在地 山形県山形市十日町二丁目4番16号
- (3)構造階高 木造3階建て(塔屋含む)
- (4)延床面積 254.15 m²(76.88坪) 1F136.26 m² 2F104.65 m² 3F13.24 m²
- (5)敷地面積 2頁 4 購入対象土地の通り
- (6)竣工年 大正元年〔明治45年〕(1912年)11月
- (7)設計者 中條精一郎
- (8)文化財としての価値

有識者からの意見によれば、旧吉池医院は、重要文化財「山形県旧県庁舎」の設計顧問である中條精一郎が設計した建造物である。旧県庁よりも5年ほど前に竣工し、その習作となる可能性を有している。大きな改変を受けず、建築当初の木造三階建の姿を残している。

全国の登録有形文化財の医院建築は約170件あるが、その大半は大正時代末から昭和初期の年代のもので、旧吉池医院と同年代にあたる明治時代末から大正時代初期の時期のものは極めて少ないとされ、高い文化的価値を有する。

そのため、当該建造物は、国登録有形文化財に該当する文化財的価値を有するとの意見を頂いている。

2 事業の目的

旧吉池医院について、市において購入することで、歴史的価値の高い建物の保存とその活用によるまちの賑わい創出と回遊性の向上を目的とする。

3 事業の背景

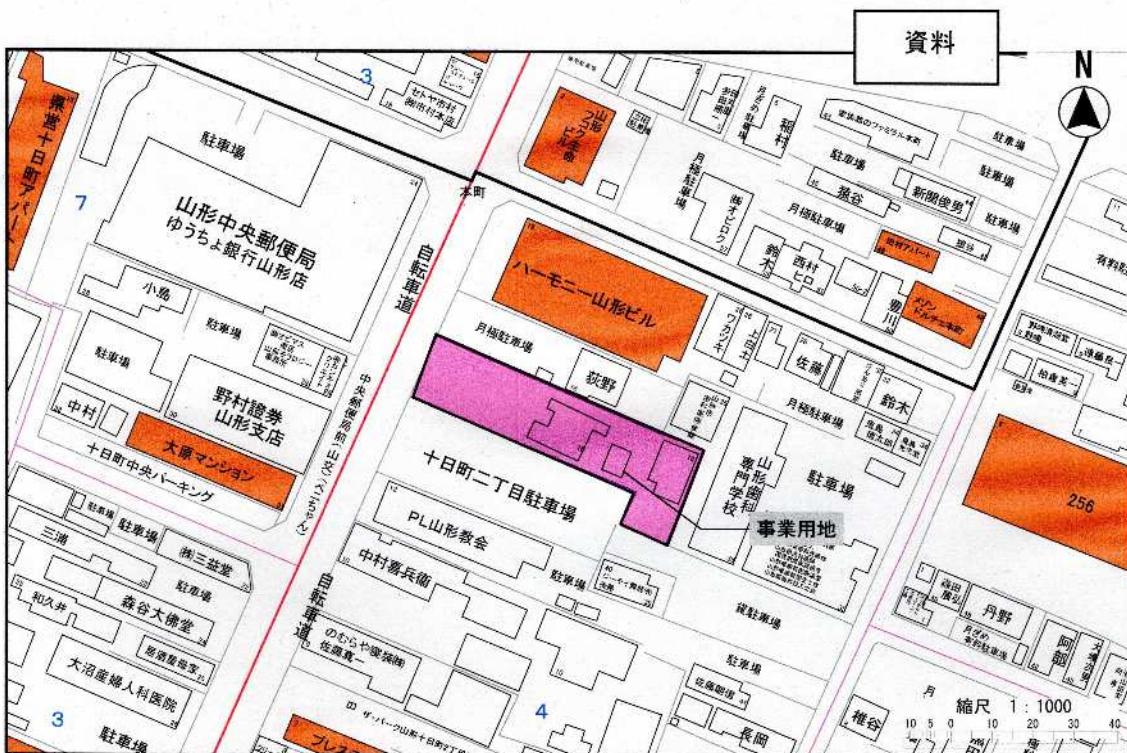
旧吉池医院について、以前より保存の要望があり、様々な方策を検討していたが、この度、現所有者が土地を早期に売却したいとの意向が示されたことから、文化財的価値が高い当該建物の保存・活用の方法について検討した結果、建物については寄附を受け、用地について市で購入することとした。

4 購入対象土地

地番	地目
山形市十日町二丁目 510 番 1	宅地
山形市十日町二丁目 63 番 2	宅地
山形市十日町二丁目 62 番 2	宅地
山形市十日町二丁目 61 番 4	宅地
取得面積	約 1,400 m ²

5 旧吉池医院の活用の方向性

R 8 年度に、利活用の方向性を検討する。



旧吉池医院 調査報告書

東北芸術工科大学 歴史遺産学科 志村研究室

○はじめに

本報告は、市内十日町に建つ「旧吉池医院」についての調査結果をまとめたものである。

掲載の配置図は、令和 6 年（2024 年）9 月に近代建築山形ミュージアム委員会メンバーによる実測調査の成果、平面図については、令和 5 年（2023 年）9 月に同委員会メンバーによる実測調査結果をベースに、令和 6 年（2024 年）7 月に東北芸術工科大学歴史遺産学科志村研究室による補足調査情報を加味した最終成果を、同委員会メンバーである岡田建築設計 岡田宗一氏が作図したものである。

令和 6 年 10 月 31 日

東北芸術工科大学 歴史遺産学科 教授 志村 直愛

目 次

はじめに	1
建築仕様	3
建築概要	3
旧吉池医院の価値評価	5
案内図	見開き 1
配置図	見開き 1
建築別面積表	見開き 1
各階平面図	見開き 2
各階面積表	見開き 2

● 建築仕様

建築名称： 吉池医院
所在地： 山形県山形市十日町 2-4-16
構造階高： 木造 3 階建て（塔屋含む）
竣工年： 明治 45 年 [大正元年] (1912 年) 11 月
設計者： 中條精一郎
施工者： 武田幸太郎（棟梁）

● 建築概要

本建築は、木造 2 階建て、3 階にあたる塔屋部分を持つ。屋根は寄棟造りの銅板葺き仕上げで、南北面に 3 ヶ所の通気口を載せる。外壁はモルタル洗い出し仕上げ。内装は、1、2 階とも、壁面から天井にかけて漆喰塗り仕上げとし、腰壁は縦板貼り。2 階の応接室壁面には舶来の壁紙張りとしている。開口部窓は、1 階正面脇、廊下に面して上部にアーチを載せた両開き窓 2 ヶ所、2 階上部天井裏部分にアーチ窓を設ける他は全て木製桟の上げ下げ窓とする。

建物基礎部分は、凝灰岩の切り石積み布基礎とする。

間取りは、1 階部分が全て医院関連の部屋割り。3 面にアーチを設けたポーチを玄関に構え、玄関から西側廊下を超えて受付兼薬局、北側に待合室件控え室、背後東側に小児科診察室、北隣に皮膚科診察室兼処置室。各室に囲まれる位置に、窓のいらない暗室を配している。この北側には廊下が配され、二階への階段と流し、手前に後補の手洗いと便所、奥に同じく機械室が続く。

2 階は、廊下を中心配し、階段の先に洋室で暖炉を持つ応接室、時計回りに 6 畳畳間の洋室、納戸、7 畳畳間の洋室、3 階塔屋への階段を挟んで 12 畠の和室を配する。来客に対応しながら日常生活にも対応した間取りとなっている。3 階塔屋は 6 畠規模の洋室で、さらに屋上へと上がる階段が設けられている。

当初の間取りは、現在の北側廊下の手前西側に木造和風の住居棟が接続、背後東側には木造2階建て、和風の入院病棟が接続していた。住居棟は平成10年（1998年）に撤去され、接続部分に前述の洗面所、便所を増設。背後の病棟も解体され、跡地に現在の住宅棟が建てられた。3階塔屋からアプローチする屋上部分は、バルコニー状になっていたが、令和5年（2023年）に撤去されている。このように、付属部分には変化があるものの、本建築部分には大きな改変はなく、当初のままの形態、意匠をよく残している。

医院建築の施主は、初代吉池医院院長であった吉池省吾で、米沢に生まれ、仙台第二高等学校医科、金沢医学専門学校を経て眼科医となり、明治40年（1907年）に山形市内で開業。明治45年（1912年）3月に現医院を着工、7月15日に上棟式を行い、元号が変わった同年11月に竣工させている。

設計者である中條精一郎は、慶應4年（1868年）に米沢市、米沢藩士中條政恒の長男として生まれ、東京帝国大学建築学科で学び、文部省技師となり、イギリスへ留学しケンブリッジ大学で建築を学んでいる。明治41年（1908年）に帝大の先輩に当たる建築家、曾禰達蔵と共同で曾禰中條建築事務所を開設。戦前最大の建築事務所として、多くの作品、また建築家たちを生み出している。中條個人の代表作としては札幌農学校教室・図書館、米沢市の上杉伯爵邸のほか、旧山形県庁舎（現文翔館）、県会議事堂の設計顧問を務めている。

吉池医院は、昭和24年（1949年）に省吾の長男太郎が小児科を開業させて2代目院長となって引き継いだ。太郎は明治41年（1908年）生まれ、弘前高等学校、東北帝大医学部で学び、教授に就任している。3代目院長は吉池章夫で、順天堂大学で学び、病院勤務を経て平成10年（1998年）頃に医院小児科を継承、妻久美子が皮膚科を担当し、夫妻で医院を引き継いだ。なお、医院は令和5年（2023年）1月に閉院している。

●旧吉池医院の価値評価

○建築の仕様、歴史的価値として

- ・明治終わりの45年（大正初年）（1912年）の竣工。明治末期の医院建築として貴重な建造物。（竣工は大正だが、実質設計は明治期であるため明治の建築といえる。）
- ・意匠的には、明治に学習を遂げ日本人でも完成度の高い西洋建築が造れるようになった西洋建築学習完成期の建造物。
- ・塔屋付きの木造3階建ての明治建築は、この地域で現存する建物の中でも貴重な存在。
- ・築112年を経ていながら、竣工年が確定でき、設計者も判明していること。
- ・東京帝国大学卒業の名建築家、中條精一郎の設計であること。
(根拠は出版書籍での掲載情報による。原典は当時の設計図面と考えられるが現在図面は行方不明)
- ・中條精一郎は、山形県米沢市の出身であり、地元の建築家の設計による建造物であること。
- ・旧県庁舎である文翔館も中條が設計顧問として関わっており、庁舎完成の5年前の竣工であるため、その試作、習作的な作品としての意味もあった可能性もある。
- ・市内には同じ医院建築の遺構であり国指定重要文化財である旧済生館本館があり、その竣工30年後の医院建築としてよい比較対象ともなる。

○内外観の特徴として

- ・外観としては、明治末から大正期ならではの古典主義的意匠と、ヨーロッパの世紀末様式を交えた質の高い意匠、装飾が見られる。
- ・内部は診察室を中心に、応接室などにも洋風意匠で仕立てられているが、畳間もあり、明治から大正へと時代が変わる当時ならではの、和洋様式の混在が見られる。
- ・主要な部分については、内外共にオリジナル部分をよく残している。
- ・特に診療室を中心に、医院時代の遺構がよく残されていて、水場回りや家具などにも、海外からの移入を思わせる特徴が見られる。
- ・上げ下げ窓も木製枠のままで、当時からと推定される古いガラスと共に旧状をよく残している。
- ・木造である特徴を活かし、各方位に開口部を多く設けており、風通しが極めてよい。

- ・昨年まで現役で使い続けられてきたため、手入れは行き届いており、保存状態が極めてよい。
- ・結果的に通風による換気がよくできており、木材の腐食などの痛みがほとんど見られない。

○使われ方について

- ・明治から令和まで 5 つの時代を医院として変わらず使い続けられた稀有な存在。
- ・吉池家の 3 世代の医師が院長として建物を引き継ぎ、大切に使い続けてきたこと。
- ・竣工当初から現在まで医院という機能を変えず、当主が代々建物を守ってきていたこと。
- ・市民が立ち入れる医院という機能から、世代を超えた利用者の記憶に残る建築であること。
- ・竣工から 112 年と相当時間が経っているが、構造的にもしっかりとした造りであること。
- ・ご当主の意思により、建物の現状情報がこれまで発信されていなかったため、ここへきて初めて存在が明らかになったという事情があり、評価が遅れていることは注意を要する。
- ・ある意味、歴史的には新たに発見された名建築とも言えるため、その価値、意義については更に深い検証、評価を試みることが求められる。
- ・一方で、この経緯から閉院直後から、市民グループによる保存の動きがあり、建築の専門家、学識経験者や市民など多くの賛同、協力者が集まって活動している。
- ・現在、持ち主の協力を頂き、グループによる定期公開を実施しているが、上記の経緯から多くの見学者が、市内はもちろん全国から集まっており、その関心の高さ、価値の高さを裏付けている。

○周辺環境として

- ・山形市内の中心軸である七日町通りに面して建っている立地のよさ。
- ・敷地前に広い空き空間があるため、公道から大きくセットバックして建っているゆとりのある配置。
- ・塔屋付き 3 階建てと高さもあるため、視認性がよく、地域のシンボルとしての価値が高い。
- ・当時、まだ平屋から二階屋が一般的であった明治末、塔屋付き 3 階建ての本建築は遠くからも目立つ存在であったことが考えられ、地域住民の健康を守る象徴的な建物であったこ

とが想像される。

- ・現在周囲には中高層の建物が増えているが、当時、塔屋からは四方周囲の風景が遠くまで眺められたと考えられ、かつての眺望点としての意義も評価できる。
- ・建物が敷地全体の中央に建ち、前面、背面にも土地があるため、幅広い活用可能性がある。
- ・単一の建物としては、部屋数が多く、様々な機能を付加できる活用の可能性が高い。
- ・周囲には、山形市が関係する「やまがたまるごと館紅の蔵」、「旧第一小学校（現 Q1）」などの観光拠点となる歴史的建造物が数多くあり、この位置であるからこそその回遊性のある観光施設の一つとして展開できる可能性も高い。

△その他、特記事項

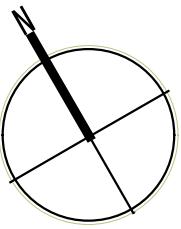
- ・元々前面にあった住居部分、背後にあった病棟については解体済み。
- ・団面は一切残っていないとされるが、行方不明であり存在はしていると思われる。
- ・棟札は見つかっているが、棟上げの日付、施主、施工大工の名前はあるが、設計者の記載がない。
- ・内装では 2 階を中心に壁紙の剥離。雨漏りなどが見られる。
- ・屋上部分に明治建築独特の手すり、屋上部があったが、令和 5 年（2023 年）に撤去されている。

○全国に見る、登録有形文化財の医院建築について

- ・登録有形文化財となった医院建築は、関連施設も含めて全国に 167 棟ある。
- ・全体のデータを比較すると、大正末から昭和初期の事例が多い。
- ・明治期のものは初期の擬洋風か、江戸からの流れを汲む和風の事例がほとんどで、明治末期から大正初期のものは極めて少ない。
- ・また当時の事例は、木造なら下見板貼りの西洋館タイプが目立ち、モルタル壁で 3 階建て規模、ビルディングタイプの事例はほとんど見当たらない。
- ・また、意匠的な完成度、プロポーションなどでは本建築が圧倒的に優秀である。
- ・さらに、設計者が明確なものが少ないので特徴。

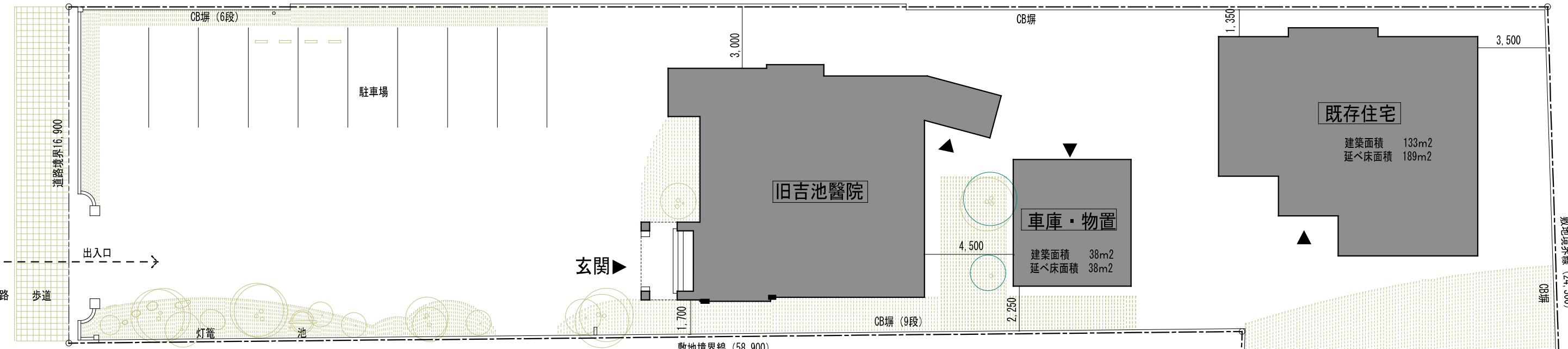
○まとめ

- ・以上の評価から、当該建築はこれまで本市の歴史的建造物として、表に出てこなかった特異な経緯もあり、改めてその価値を評価する必要がある。
- ・現状から少なくとも、現在の山形市内に現存する歴史的建造物の中でも、特筆に値する価値を有するものであることは確実であり、高く評価することができることは疑いない。
- ・国登録有形文化財、山形市指定文化財レベルはもちろんのこと、全国にある登録文化財となっている医院建築と比較してみても、来歴、時代性、デザイン的なクオリティーなど、いずれも格段にハイレベルな建築物といえる。
- ・とりわけ市内の歴史的建造物としては、指定時には使い勝手を優先し、内外共大きく改変されてしまっていた旧県庁舎文翔館や、指定時には塔屋部を短縮され、背後の病室が3/4まで撤去されてしまっていた旧済生館本館が国指定重要文化財となっていることと比較すると、これらに比べ、意匠や来歴の価値に加え、当初の状態を極めてよく残している点からも県指定文化財以上の評価に値する評価も可能であると考えられよう。

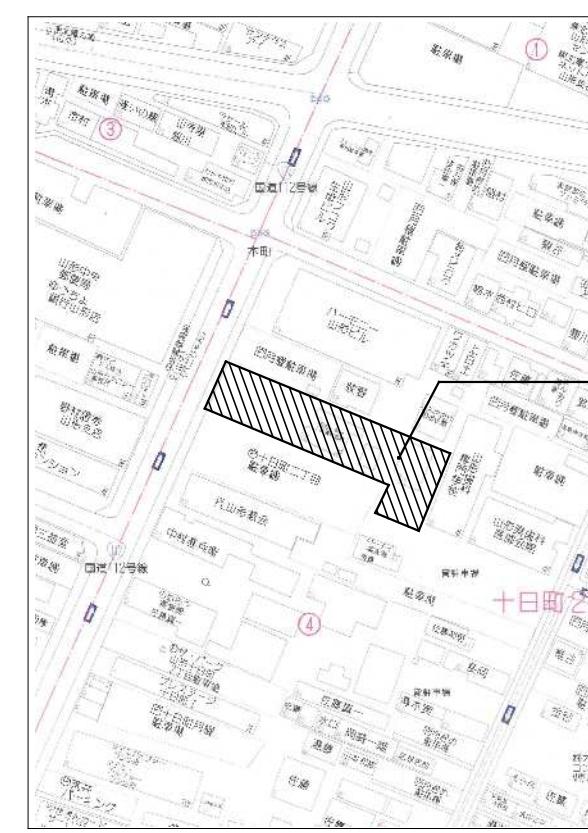
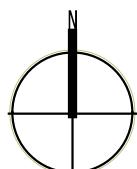


29,600

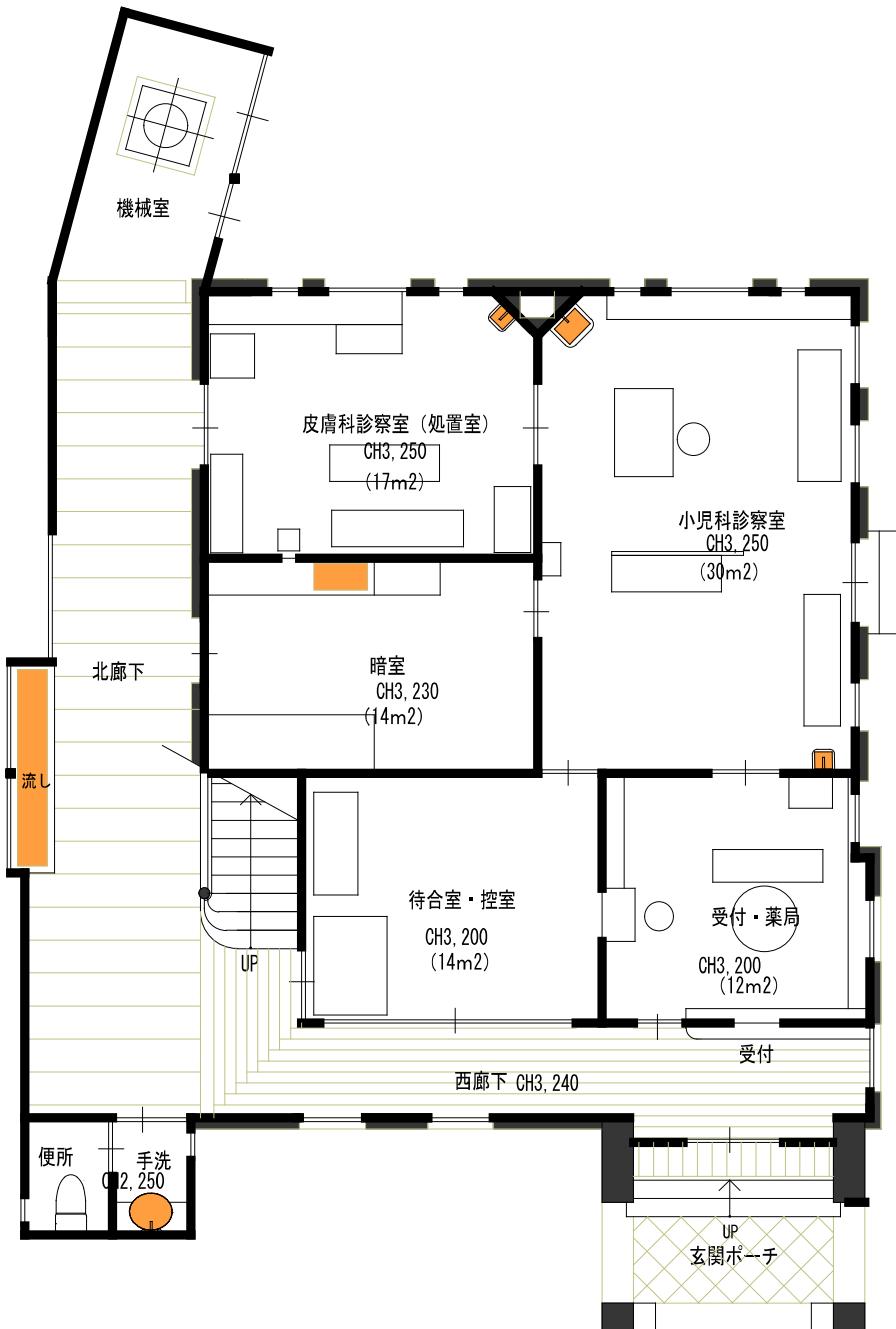
敷地境界線 (74,200)



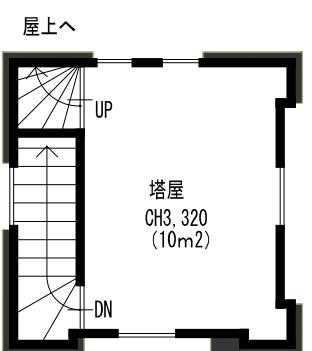
面積表	
敷地面積	1,360m ²
(概要書は1,355m ²)	
既存住宅 建築面積	133m ²
延べ床面積	189m ²
車庫 建築面積	(38m ²)
延べ床面積	(38m ²)
旧吉池医院 建築面積 (1階+ポーチ)	157m ²
(概要書は175m ²)	
" 延べ床面積	265m ²



敷地面積 1,360m² 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10M
S=1/200



各階面積表		
1階	受付・薬局	(12m ²)
	待合室・控室	(14m ²)
	小児科診察室	(30m ²)
	皮膚科診察室（処置室）	(17m ²)
	暗室	(14m ²)
	その他（廊下、便所等）	(57m ²)
	計	144m ²
2階	畳洋室（南西）	(12m ²)
	和室大	(20m ²)
	応接室	(19m ²)
	畳洋室（東南）	(10m ²)
	納戸	(10m ²)
	その他（廊下、階段等）	(37m ²)
	計	108m ²
塔屋		(10m ²)
	計	13m ²
各階合計		265m ²



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10M

旧吉池醫院 平面図 S=1/100